

平成18年2月22日

於：東葛飾県民センター

大会議室

## 第5回江戸川左岸圏域流域懇談会議事録（速記録）

（議事のみ）

千葉県

## 目 次

1. 開 会	1
2. 挨拶	1
3. 座長挨拶	1
4. 議 事	2
4-1 議事（1）「江戸川左岸圏域流憩談会の規約変更」	2
4-2 議事（1）に関する質疑	4
4-3 議事（2）「国管理河川における浸水想定区域図の指定状況」	5
4-4 議事（2）に関する質疑	7
4-5 議事（3）「県管理河川における浸水想定区域図の作成状況」	8
4-6 議事（3）に関する質疑	10
4-7 議事（4）「洪水ハザードマップの作成状況」	11
4-8 議事（4）に関する質疑	16
5. 報告事項	21
5-1 報告事項（1）「河川整備の進捗状況」	21
5-2 報告事項（1）に関する質疑	21
5-3 報告事項（2）「真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解」	21
5-4 報告事項（2）に関する質疑	21
5-5 報告事項（3）「洪水時の雨量・水位の情報提供」	21
6. その他	21
7. 閉 会	21

## 1.開 会

開会及び配布資料の確認

## 2.挨 拶

千葉県東葛飾地域整備センター所長の挨拶

## 3.座長挨拶

高橋座長の挨拶

## 4. 議 事

### 4-1 議事(1)「江戸川左岸圏域流域懇談会の規約変更」

【司会(秋葉)】 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行は、懇談会規約により高橋座長にお願いいたします。座長、よろしくお願いいたします。

【高橋座長】 規約によりまして、私が議事進行を行うこととなっておりますので、次第に沿って議事を進めることといたします。座ったままでやらせていただきます。

初めに議事の(1)江戸川左岸圏域流域懇談会の規約変更ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局(松宮)】 皆さんこんにちは。東葛飾地域整備センター調整課の松宮と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1番をお開きください。江戸川左岸圏域流域懇談会の規約(改定案)ということで、改定箇所につきましてはアンダーラインを引かせていただいております。その説明をさせていただきたいと思います。

まず第4条、これは新たに項目として入れたいと事務局で考えております。その4条は、江戸川左岸の圏域は、皆さんご存じのように、南北約8市にまたがるほど範囲が広大でございます。そこで、地域性が高く、きめ細かい意見交換を行う場として、この流域懇談会の下部組織ということで地域懇談会を設置することを、条文を追加しております。

続きまして、第5条関係、懇談会の招集と第6条の事務局の件を合わせて説明させていただきます。地域住民の意見を聞く場として運営していくには、実際、事業を執行しております地域整備センターが事務局となることが望ましいと考えまして、当初、県庁の土木部都市河川課、今は組織改定で名前が変わっておりますが、そこから東葛地域整備センター事務所のほうに変更ということで記載させていただいております。

続きまして、めくっていただきまして、別表でございます。この別表については、分野や人数、委員の項目について書いてあるのですが、分野、人数を記載することによって、どのような性格の組織かというのを改めて明らかにしました。これによりまして、委員の方が、例えば交代になっても規約の改正を行う必要なくなるのではないかなということで、このような別表にしたいと考えております。

続きまして、補足説明でございます。第4条関連で地域懇談会を設けるといのがございます。差し当たりまして、真間川の関係で一部議論する内容がございます関係で、真間川の地域懇談会を発足させたいと考えております。真間川については、戸建て住宅などの雨水浸透対策の実施や、水質改善の過程で汚濁負荷削減、また、住民が主体となる施策の重要性が高まっております、地域住民の意見交換を密にして合意形成を進めていくことが、大変必要な地域となっております。本日の懇談会においてこの規約の改正と、仮称ですが、真間川の地域懇談会の設置についてご承認をいただければ、設立準備に着手したいと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 4-2 議事（１）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、格別ないようでございますので、この規約の変更、それから真間川に地域懇談会を設置するという件は、ご承認をいただいたことにいたしたいと思います。

#### 4-3 議事(2)「国管理河川における浸水想定区域図の指定状況」

【高橋座長】 それでは次に、議事の(2)国管理河川における浸水想定区域図の指定状況についてということで、事務局から説明願います。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川河川事務所の調査課の清水と申します。よろしくお願いたします。国管理河川における浸水想定区域図の指定状況ということで、説明させていただきます。

まず、浸水想定区域図を作成する背景についてですけれども、水災による被害の軽減を図るために、浸水想定区域図を指定・公表を行い、浸水想定区域図における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講じることを目的として、水防法の一部が13年7月3日に改正されました。この法律に基づいて、洪水予報河川に指定されている河川において、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定して、浸水した場合に想定される水深その他を表示した図面、浸水想定区域図を作成することになりました。

今、国管理河川における浸水想定区域図の指定状況ですけれども、12月31日時点で直轄河川108水系209河川、補助河川で80河川の浸水想定区域図を指定公表してございます。

江戸川河川事務所においては利根川水系江戸川の浸水想定区域図を、昨年、平成17年3月28日に指定・公表してございます。そちらの浸水想定区域図ですけれども、参考資料の2に、A3判でこちらの図面の縮小版が添付されてございます。そちらを見ながら説明させていただきます。

まず、色が塗られている部分が浸水想定する箇所です。左下ぐらいに凡例もございませけれども、黄色い部分が0.5メートル未満のところ、黄緑色の部分が0.5メートルから1メートル未満の区分、水色の部分が1メートルから2メートル未満の区分、青色の部分が2メートルから5メートル未満の区分、最後に紫色の部分が5メートル以上の区分になります。その5段階の色分けをして区分がされてございます。

浸水想定面積は全体で約370平方キロメートルです。浸水想定される関係市町ですけれども、北から野田市、流山市、松戸市、市川市、船橋市、浦安市の6市です。それは左岸圏域に関する市区町ということです。

浸水する条件ですけれども、江戸川においておおむね200年に1回程度起こる大雨が降ったとき、江戸川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションにより求めたものです。あくまでも現在の江戸川の堤防が破堤した場合という想定ですし、複数の破堤箇所を想定して、全部を包括するような浸水域を示しているものです。ですので、実際に浸水する浸水シーンや浸水域とは異なる場合があるので、ご注意していただきたい旨、説明を加えさせていただきます。

また、江戸川の浸水想定区域図であるため、隣接する利根川や荒川の氾濫する影響は、これは考慮しておりません。利根川においては、江戸川と同じように昨年の3月に指定・公表しておりますし、荒川についても、平成16年9月に指定・公表をさせていただきます。

今後ですが、関東地方整備局全体において、ハザードマップの作成に関する市町村への技術支援として、昨年1月に災害情報普及申請を立ち上げており、関係市町村が作成する洪水ハザードマップ作成への支援を行っております。

簡単ですけれども、これで終わらせていただきます。

#### 4-4 議事（２）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたらお願いします。ございませんでしょうか。

それでは、ご了承いただいたということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 4-5 議事(3)「県管理河川における浸水想定区域図の作成状況」

それでは次に、議事の(3)県管理河川における浸水想定区域図の作成状況について、これを事務局からご説明願います。

【事務局(松宮)】 それでは説明させていただきたいと思います。正面のパワーポイントで説明いたします。資料は資料の3でございます。

千葉県で管理しております河川について、江戸川河川事務所さんと同様に浸水想定区域図を作成しております。エリアといたしましては、これが江戸川でございます。江戸川の左岸側、坂川、新坂川とこの赤い丸で囲った部分、こちらと真間川とその支川、黄色い丸の部分、こちらについて浸水想定区域図を、現在、作成しております。

どのようなやり方でやっているかといいますと、まず対象洪水、どのような雨かというのを設定しております。これは何を選んだかといいますと、戦後最大の浸水被害をもたらしました、昭和33年9月27日狩野川台風、これの実績降雨を対象降雨として計算の基本としております。この雨は、松戸地点で最大の時間雨量59.9ミリメートル、1時間に降る雨59.9メートルで、24時間雨量としましては308メートル、このような雨を降らせた台風でございます。この雨を元に、対象河川における浸水状況をシミュレーション、計算によって求めております。

どのような解析を行ったかといいますと、まず、河川は現在の整備状況、川幅ですとか深さにつきましては、今の川の持っている改修状況、条件、あと調節池とかもございまして、その整備状況に対して、先ほど説明いたしました対象の雨を降らせて流れる水の量を計算して、その河川の持つ流れる量を超えた場合にあふれ出るという想定で、そのあふれ出た量に対する水位が出てきますので、その水位と現況の地盤、地面の高さ、その差し引きを浸水深さとして算出しております。

続きまして坂川でございます。坂川は一般の河川と若干状況が違いまして、坂川の流域の水については江戸川にすべて流れております。このため、洪水時、江戸川の河川の水位の高さによって、流れ出る排水の量がかなり左右される結果となります。このため、ちょっと考え方を変えまして、対象降雨で流れ出づらくなった分に加えて、降った雨にたまる量と地盤の現況の高さの差し引きから、浸水深を求めて深さを算出しております。

その結果、でき上がった図面が浸水想定区域図で、これは坂川と新坂川の図面ござい

ます。先ほどの図面と向きが変わって恐縮ですが、江戸川上流から下流側にこう流れております。

これができ上がった図面です。この図面は、先ほどの江戸川さんの浸水想定区域図と同様に、浸水するであろうエリアとその深さを、それぞれの深さ別にランク分けをしてあらわした図面でございます。

あくまでもこの浸水想定区域図については、シミュレーションで出した想定ですので、ここは色が塗られているから確実に水に浸かるとか、そういう意味ではないということだけご理解いただければと思います。このでき上がった図面が、適切な避難場所を設定するためのハザードマップ作成のための基礎資料となります。

こちらが坂川の関係の図面で、これが真間川の浸水想定区域図。ちょっと江戸川が切れちゃっていますけど、こんな形で江戸川が上流から下流に流れている。

以上でございます。

#### 4-6 議事（3）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたらお願いします。

【田中委員】 よく私のほうで理解ができてないのですけれども、坂川の場合、浸水想定を今、示してくれましたね。そこの記入というか、その前の段階で坂川の洪水を江戸川にポンプアップしますね。その排水のことはこの計算の中に入っているのでしょうか。それをちょっとお願いします。

【事務局（松宮）】 それについては考慮しております。

【田中委員】 そうですか。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。

【田中委員】 はい。

【高橋座長】 ほかに何かございますでしょうか。

なければ次に移らせていただきます。

#### 4-7 議事(4)「洪水ハザードマップの作成状況」

【高橋座長】 議事の(4)洪水ハザードマップの作成状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(川崎)】 こんにちは。流山市役所河川課の川崎と申します。よろしくお願いたします。それでは、現在、流山市で作成しております洪水ハザードマップ作成状況についてご説明したいと思います。A3判のちょっとグリーンぽい、「流山市洪水ハザードマップ」ということで、両面でカラー版のものが皆様のお手元にあると思うのですが、それを元にしてご説明したいと思います。縮小版で字が見づらく、申しわけございません。実物大につきましては、後ろの壁の一番右側に2枚張ってあるのですが、この大きさ、B1サイズで住民の方々にはお配りする予定であります。

それでは、作成状況ということでご説明したいと思います。先ほど国土交通省さんからお話がありましたように、平成17年3月28日付で一級河川利根川水系江戸川にかかわる浸水想定区域に本市も指定されたことを受けまして、洪水ハザードマップ整備事業ということで、平成17年度の事業として位置づけております。

当事業は、流山市内を流れる江戸川浸水想定区域図を元に、洪水時の浸水情報や避難の方法等にかかわる情報の提供を目的として作成しております。作成にあたりましては、本市の都市計画図に国土交通省さんからいただいた浸水想定区域を重ね合わせて作成しております。

記載内容ですが、記載内容につきましては、洪水ハザードマップ作成につきまして共通項目、これは原則として載せなければいけない共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうかを判断して載せる地域別項目がございます。まず共通項目としましては、1番目に浸水想定区域。これは、皆様のお手元の図面にありますように、色が塗ってありますね。ここは、先ほど申しましたように、国土交通省さんのデータをいただいた形で、同じような色で、50センチメートルの部分から5メートル部分ということで色分けをして載せております。

その他、被害の形態ということですが、これは洪水ハザードマップという黄色い枠のところを一部掲示してあります。あと避難場所につきましては、ちょっと裏面を見ていただきたいのですが、ちょうど真ん中部分に、こういった避難場所がありますよという

この場所とそれぞれの名称を記載させてもらっております。

続きまして、避難時危険箇所。これは急傾斜地とか、あと土砂災害等に見舞われないような形でルート上に載せるということです。申しわけございませんが、再度表を見ていただきます。流山市におきましては急傾斜地等があまりございませんけれども、茶色っぽい三角で、この部分が急傾斜地だとか土砂災害にかかわる部分ですよということで、マークをさせてもらっております。

続きまして洪水予報、避難情報の伝達方法です。これは、皆さんの発信情報元から住民の方々への伝達経路ということで載せております。図面の真ん中あたりに、情報の伝達経路として市役所からの広報車だとか、あと防災無線等を利用するのと、そのほかにテレビ、ラジオ等をご活用くださいということで明示しております。

気象情報のありかとしましては、その隣に、最新情報をチェックするということで、川の防災情報だとか「WINC2」だとか、インターネットを利用した形で情報を入手していただくという形で記載しております。

それを共通項目として載せております。

その他、地域項目でありますけれども、地域項目としましては、また申しわけございませんが裏面を見ていただいて、内水状況による浸水情報ということです。今現在、流山市においては、平成16年に起きました台風時の浸水の箇所を載せております。これの作成については、まだ完成しておりませんので、この辺についてはまだ十分検討する予定でございます。あと避難の必要な区域につきましては、図面に各学校区境だとか字界などを示しながら、こちらのほうへ避難してくださいという形の図面をつくっていきたいと思っております。

続きまして、避難時の心得です。避難時の心得としましては、裏面のほうになるのですが、右上にこういった形で、文言とそれぞれの絵で示しております。

あと地下街に関する情報です。本市におきましては去年7月につくばエクスプレスが開通しまして、南流山駅が地下駅となりまして、それに伴います駐輪場もございますので、その情報ということで所在地と連絡先等をまだ載せる予定でございます。

最後に水害に備えた心構えということで、裏面の右の上にあるのですが、そういった形で掲載しております。

あと住民の方々への情報としまして、この図面をお配りするわけですが、そのほかに本市のホームページに掲載するためのウェブコンテンツの作成をします。これは詳細

図を元にしまして、流山市のこの地図を12分割した形でのホームページの作成を考えております。

その他の書式としましては、先ほども申しましたように、図面サイズはB1としまして、縮尺は1万2,500分の1のサイズです。両面フルカラーとしまして、これを皆様のお手元に配布する予定でございます。このマップなのですが、マップにはさらに防災無線の表示、避難場所の名称、避難ブロックのエリア等を記入する予定でございます。

以上です。

【事務局（大越）】 続きまして、松戸市防災課の大越と申します。

松戸市につきまして、洪水ハザードマップ、現在作成中でございますけれども、今、流山市さんからあったように、共通項目等についてはほとんど同じことですので、この分については割愛させていただきます。

基本的に、先ほど説明のありました江戸川の洪水、それから県がこれから示されます浸水想定区域、これをそのまま都市計画図の上にかぶせて表示するという。それからもう一つ、市の特質としまして内水関係でございます。松戸市については、昭和56年から、市民から通報のありましたものについて、一応、データ付きで取っておりますので、それを今、松戸市の地図に落とし込みの作業をしております。それに基づいて、その分についても合わせて載せていきたい、そのように考えております。

この配布の方法なのですが、今、「防災マップ」という平成10年に作成したものの在庫がなくなりましたので、それを作成しておりますので、それと合わせて裏表でもってこの地図を作製しまして、全戸配布を考えております。それと合わせまして、市のホームページに、国の洪水なら洪水、県の浸水想定なら想定、それから市の浸水実績とか、そういうものを個々に見られるようなコンテンツをつくって公表するような形で、今、やっております。

あと避難場所ですけど、浸水エリア内の避難場所については、一時避難場所として3階以上……要するに逃げおくれたしまった場合にはそちらに逃げてくださいというような形で、避難所一覧表を作成しまして、そこに表示していきたいと思っております。

なお、避難場所への避難経路でございますけれども、これについては特に表示する予定はございません。日ごろから自分たちの避難場所については、もし水が出たときにはここに逃げるんだよとか、普段から決めておくようにということで啓発に努めていきたいと思っております。

次に危険箇所についてです。松戸市の場合、下水のところはふた無しが多いということで、全部を表示することは難しいと考えておりますので、特に危険と思われるところと、それからアンダーパス、その辺については記載をしていきたい、そのように考えております。

次に地下空間でございますが、松戸でいきますと、今のところ考えられているのは伊勢丹、Dマートが不特定多数の方々が利用する区域だと思っておりますので、その辺について掲載していきたいと思っております。

大体、以上です。

【事務局（土屋）】 それでは、市川市です。

市川市では、今までと同じように、共通項目というのは大体同じなのですが、市川市の特色というところで、皆さんと違うところを説明していきたいと思えます。

お配りしてあります資料の1ページ、2ページ、図面が2枚ございます。これはなぜかといいますと、2枚目のほうが江戸川版という形になっております。こちらは、先ほど議題2番目にあったと思えますけれども、国が直轄で管理しておられまして、既に公表もしているものですが、このものを活用しまして、これをひとつ載せると。

1枚目に戻ります。こちらのほうは県の解析が終わって、県が管理しております真間川、これを載せております。

これを2つに分けたというのは、先ほど説明もあったように、浸水を想定する条件が違います。江戸川については、200年に1回程度の規模の昭和22年のカスリーン台風、これを想定しまして、堤防が決壊した場合にこういうような状況になるよというようなもの。あと県のほうでやられているのは、50年に1回程度ですね。昭和33年9月の狩野川台風、その規模を想定しまして解析をしております。市川市はどちらも市民の皆様公表しなければなりません。これを重ね合わせたりしますと、条件が違うので混乱を招いてしまうということもありますので、それぞれの条件を明確にして、市民の皆様の混乱を招かないように2枚に分けようということで、2つに分かれています。

それともう1つ、市川市の地域項目ということで、内水について取り上げております。これは最近、都市型の浸水ということで、集中豪雨などがありますと、既に市川市では内水の氾濫、こういったものが叫ばれておりますので、水害に対しては内水についても取り上げましょうということです。これは想定条件が、真間川と同じように50年に1回程度、この条件を当てはめまして、新たに解析をしております。この真間川と内水を合わせ

たものが1枚目のものになっております。

このように2枚にして浸水の想定区域を作成しております。

あと避難場所ですとか伝達方法については、担当と変わります。

【事務局(金子)】 そうしましたら、続きましてハザードマップの記載項目と避難の考え方ということでご説明いたします。

まずハザードマップの記載項目ですが、これは先ほどの皆さんと同じように、共通項目として同じでございます。ただ、気象情報の入手ですが、市、県、国のホームページのほか、市川市で災害拠点を結んでいるコミュニティFMといちかわケーブル、ここからも情報が入り得るような形を取るため、気象情報の入手のほうへ加えております。また、地下施設については、これは相当数ございますので、ある程度、心得の中で注意を促すというような表現で考えております。

続いて避難の考え方です。先ほど言われたように、表示については江戸川・真間川内水という形なのですが、特に江戸川の破堤氾濫ですが、皆様ご存じのとおり、見てのとおり、市川の南部、行徳地区という地域がほとんど浸水区域に入ってしまうと。そうなった場合に避難所の収容能力がオーバーしてしまう。全員の避難また収容が困難になる状況から、今その辺の検討をしている中で、特に中高層住宅の2階以上の居住者の避難を行わないことも考える必要があると。その辺を、今後、内部で調整して、マップ上の記載方法については検討していくという状況であります。

真間川につきまして、内水氾濫等につきましては、エリアは広いのですが、深さが2m以下ということで、床下浸水の区域は避難しないと考えた場合に、現在、指定している避難場所でも収容は可能であると考えております。

また、真間川の避難計画の検討の中で、条件として、避難人口、これは床上浸水以上を対象とする。避難所は浸水の恐れのない学校施設とする。震災時の応急活動に対する区域設定を基本において、収容能力及び避難距離を考慮して設定している。避難所までの避難距離はおおむね2キロメートル以内という条件で、真間川の避難所の考えをしているところでございます。

以上でございます。

【事務局(丸山)】 議事の4については以上で終わりです。

#### 4-8 議事(4)に関する質疑

【高橋座長】 それでは、事務局からの説明は終わりましたので、このことについて何かご意見等がありましたらお願いいたします。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川河川事務所の清水と申します。済みません、1点だけ、可能かどうか、検討ができるかどうかお話をさせていただきたいのですが。

まず、各市において、地域の特性なり項目がそれぞれ入りますので、もちろん、入る項目によって違ってくるといのは当然だと思いますし、それに合ったものをつくっていただければと思います。ただ、浸水深の深さの色なのですが、具体的に言いますと、最初に流山市のハザードマップのお話を聞かせていただきまして、浸水深の色が、例えば5メートル以上であれば紫色になっていると。松戸市であれば、5メートル以上が、これ紫……。これ、コピーの色の違いでしょうかね、紫なのか、ピンクなのか。もちろん、その市町村の中で対応するのであれば、それはいいのですけれども、松戸市と流山市の境界沿いに住まわれる方において、例えば住民の方が見たときに、浸水深は同じ色のほうがわかりやすいのかなと思うのですが。市によってこの色で決められたというのであればあれですが、もしもご検討いただけるのならそうしていただいたほうが、住民の方から見たときにはわかりやすいのかなと思います。

【事務局(大越)】 松戸市でございます。今のご意見なのですが、松戸市の防災マップ、ハザードマップですけど、これにつきましては今ハッチがしてありますけど、この色具合で決めた関係もでございます。これは実績洪水といいますが、そういうところ、県のほうの浸水想定区域と、それと実績洪水を重ねています関係で、色合いでこういうような識別にしたのですが、この辺、流山市と協議しまして、色だけですので、なるべく整合性の取れるようなものにと協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【事務局(池田)】 流山市ですけど、今、松戸市からお話がありましたけど、基本的には国交省のほうで示されている色を基本にしていますので、その辺で再度また協議させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それとですね、浸水の色分けの部分なのですが、それについてまた新たに国交省と協議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局(土屋)】 市川市のほうは、マニュアルでも示されているとおり、国交省と同じ。色合い、その辺がちょっと違うのかもしれませんが、最終的に公表するときにはその辺を確認しながら出していきます。

【高橋座長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【阿部委員】 今、各市からご説明あった中でちょっとわからない部分があるのですが。おととしの新潟・福島水害とか、あるいは福井水害のときに出た言葉として、災害弱者という言葉が出ました。洪水によって被害が出たのは、ほとんど高齢者の方々だったと。そういう高齢者の方々に対して、もしこういう水害が発生したときに、どのような形でそういう人たちに情報を伝えていくかということをごどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいのですが。

【高橋座長】 それでは、事務局、どうですか。

【事務局(中橋)】 県の河川計画課、中橋と申します。

本日、後で説明しようかと思ったところなのですが、今現在、情報の入手というのは、一番多いのがインターネットとか携帯電話とか、そういうものが多いと思います。こういうものについては、やはりお年寄りの方とか小さなお子さんはなかなか使いこなせないとか、持っていないということがあります。今、県のほうでは、水害によって重大な影響がある河川を特に指定しまして、この浸水想定区域と合わせて特別警戒水位というのを設定しております。この特別警戒水位というのは、ある一定の水位を決めまして、避難の目安となる水位ということで設定して、昨年8月1日、坂川、新坂川、真間川について水位を決定させていただいております。

この情報も今のところは自動的に10分観測となりますので、雨が降り始めてから10分後ぐらいには、我々担当の元に連絡が入るようになっております。これは県だけではなくて、合わせて市町村の防災担当者にも流れるようになっております。これを、来年度の4月以降、報道関係のほうにも並行して流そうということに、庁内では一応話し合いは大体ついておりまして、後は報道機関との調整ということになっております。そうしますと、ラジオとかテレビとかそういうところで、それだけの危険性になったときに情報が入手できるような形で提供していきたいと考えています。

その後の、やはり災害弱者といわれ要援護者、そういう方たちの避難というのは、行政の手ではなかなか末端まで行き渡らないというのがありますので、こういうハザードマップ等を通して地域の自助・共助、この辺を地域ぐるみで少しずつ防災力を向上させて

いければと思っています。すぐにはなかなかいかないと思うのですが、とりあえずできる範囲で情報を出しながら、財産までは守れなくても、人命は最低限、守っていくんだというところに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。なお、この件につきましては、後のほうで洪水時の雨量・水位の情報提供という報告事項があるようですから、またそこをお願いしたいと思います。

【中臺委員】 平成17年3月28日ぐらいには台風が来ると、またこのように浸水するのかなというような感じを持たせるような地図なのでございますが、当然、それに対応するところの排水能力というのを、各自治体ではもうやっていらっしゃると思うのですが、大体、1日どのぐらいの雨量だったら、まずこういう浸水はないだろうという目安がございましたら、願いたいのですが。

それと、こういう洪水というのは、大概、1日降るぐらいのものなのですよ、台風の場合はね。そう何日も降ることは少ない。そうすると、内陸に降った雨というのは1日で排水できれば……。江戸川に水が出てくるには、大体24時間かかるのです、上流で降った雨は。だから、その間に排水しちやえば非常に安全が保たれるんじゃないかと思うので、1日幾らぐらいの雨量だったら大丈夫ですよというようなあれがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

【高橋座長】 それでは、事務局のほうで答えられたらどうぞお願いします。

【事務局(中橋)】 とりあえず県のほう……。国のほうはまた清水係長に答えをお聞きしたいと思うのですが、県のほうは、当面、今、時間雨量50mmといわれる整備まで上げようということで工事をしております。今、気象庁の注意報、警報の基準、これが注意報が時間雨量30mm、それから大雨洪水警報で50mmぐらいで出るような形になっております。実際、時間雨量50mm降ったからといって、では、このような状況になるのかということ、まだそこまで至らない。

この千葉県の実間川とか坂川については、24時間で約300ミリぐらいを想定して、かつ、江戸川の水位が高いときにこのぐらいの氾濫が起きてしまうだろうという危険の予測の中で提示させていただいております。ですので、通常起こりうる雨であれば、極端な話、部分的なところの浸水被害は出るかもしれませんが、これだけ大きなものは出ないというふうには考えております。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川のほうなのですけれども、江戸川本川においては、あくまで流域がすごく広いものですから、何ミリがどのくらいまでというのは一概に言えないところがありまして……。数字のほうが、帰ってわかるのであれば、またちょっと検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【中臺委員】 上流だよ。利根川上流で、江戸川の場合には、何ミリくらい降ったら危険性があるかということは。もちろん、終戦後のあの大きな台風があって栗橋が切れたとき、あれを参考にして、あれでも切れないような方法はもうやってあると思うんですけどね。

【清水(江戸川河川事務所)】 たしかカスリーンするときですか。そのときであれば、3日間雨量でたしか318mmというほどだったのですけれども、それから河道の改修とかがされているでしょうから、一概に何ミリまでというのは把握をしてないところなのですが。

【中臺委員】 江戸川の堤防では、決壊する可能性があるところって今あるのですか？洪水時における危険度のあるところはあるのですか。

【清水(江戸川河川事務所)】 危険ですか。

【中臺委員】 ええ。江戸川の堤防で。

【清水(江戸川河川事務所)】 破堤するかどうかという意味合いでしょうかね。

【中臺委員】 切れる可能性があるかと。要するに、堤防から堤防まで水がいっぱいになっちゃって、そういうような状態のときに切れる可能性があるような箇所があるかどうかというんです。今ないでしょう？ 大分整備したからな。

【清水(江戸川河川事務所)】 堤防の高さとしてはできていますが、堤防の評価、質的なものがまだというところがありますので、私も今、わかりかねるところがありますので。

【中臺委員】 それを強化するためのスーパー堤防なんだね。

【清水(江戸川河川事務所)】 そういうのも一つ……。

【中臺委員】 はい。ありがとう。

【高橋座長】 ほかにございますでしょうか。

【大井委員】 大井と申します。前にもちょっと話をしたことがあるのですが、江戸川の右岸と左岸では、右岸側は、多分、危険箇所だろうと思いますが、大分補強工事を行っておりまして、左岸側のほうはほとんどやってないと。同じ河川であって、右岸左岸でどうしてなのかなと不思議に思うんですが、何か理由があったら答えていただきたいと思います。

【清水(江戸川河川事務所)】 申しわけございません。私、防災関係の担当の者なので、整備に関しての把握というのはしてないところなので、またわかり次第、確認をさせていただきたいと思うのですが、申しわけございません。

【高橋座長】 ほかに何かございますか。

それでは、洪水ハザードマップの作成状況についての説明はこれで終わるということにいたしたいと思います。

それでは、本日の議事というのはこれで終了いたしました。その後、報告事項等がございますが、これらにつきましては事務局で進行いたしますので、そちらのほうにお返しいたします。

【司会(秋葉)】 どうも高橋座長には、長時間にわたっての議事進行、ありがとうございました。

## 5. 報告事項

5-1 報告事項(1)「河川整備の進捗状況」

5-2 報告事項(1)に関する質疑

5-3 報告事項(2)「真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解」

5-4 報告事項(2)に関する質疑

5-5 報告事項(3)「洪水時の雨量・水位の情報提供」

## 6. その他

特になし

## 7. 閉 会

連絡事項及び今後のスケジュールについて